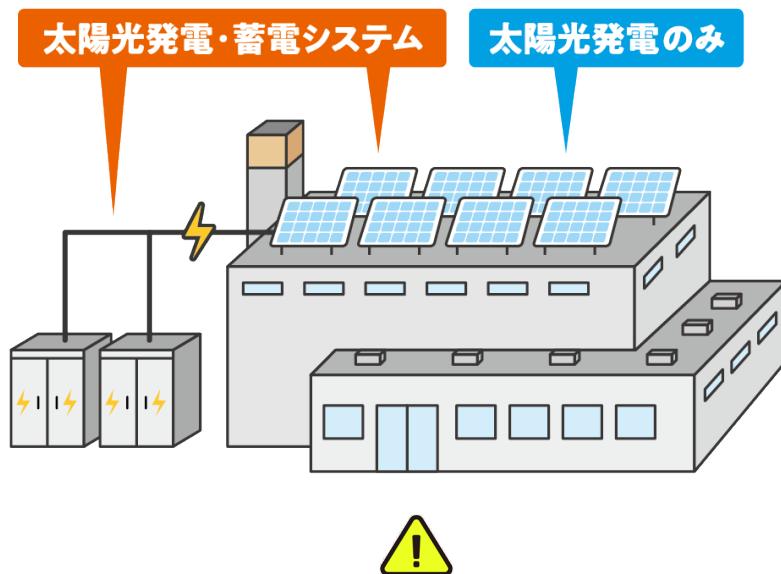


カーボンニュートラル設備投資助成事業 太陽光発電導入支援助成金

令和7年度 募集案内

中小企業が横浜市内に自家消費型の太陽光発電設備等を導入する場合にかかる経費の一部を助成します。



助成金の不正受給は犯罪です！

助成金の申請手続きにおいて、虚偽、不正等を行った場合は刑法上重大な犯罪になる可能性がありますので、**募集案内の要件**をよくご確認のうえ適正な申請をお願いします。交付申請は1年度につき1事業所あたり1回までです。

お問合せ

横浜市経済局ものづくり支援課
カーボンニュートラル設備投資助成担当

TEL 045-671-3489

Email ke-yci@city.yokohama.lg.jp

受付時間 9:00～17:00

(12:00～13:00 及び土・日・祝日、12月28日～1月3日を除く)

目 次

目 次.....	- 2 -
制度の概要	- 4 -
1 制度の目的.....	- 4 -
2 当初予算額.....	- 4 -
3 助成金額	- 4 -
4 助成金の主な要件.....	- 4 -
太陽光発電導入支援助成金 手続の流れ	- 5 -
助成対象者の要件.....	- 6 -
1 助成対象者の要件.....	- 6 -
助成対象となる事業	- 9 -
1 助成対象となる設備の条件.....	- 9 -
2 市内事業者への優先発注のお願い.....	- 10 -
3 助成対象となる経費	- 10 -
4 利益等排除について	- 10 -
手続① 助成金交付申請.....	- 11 -
1 申請に必要な書類.....	- 11 -
2 交付申請書の記載例	- 13 -
3 助成金交付申請方法	- 17 -
4 申請期限	- 17 -
5 申請から交付決定までの流れ.....	- 17 -
手続② 設備の導入	- 18 -
1 設備の導入.....	- 18 -
2 支払い方法.....	- 18 -
手續③ 助成金実績報告.....	- 19 -
1 実績報告に必要な書類.....	- 19 -
2 実績報告方法	- 20 -
3 実績報告期限	- 20 -
4 実績報告から交付額確定までの流れ.....	- 20 -
手續④ 助成金交付請求.....	- 20 -
1 交付請求書の提出.....	- 20 -
2 助成金の振込	- 20 -
財産処分の制限等について	- 21 -
1 関係書類の保存について	- 21 -
2 財産処分の制限について	- 21 -

注意事項	- 22 -
1 注意事項	- 22 -
お問合せ先	- 23 -
1 お問合せ先	- 23 -
2 ホームページ	- 23 -

制度の概要

1 制度の目的

横浜市内の中小企業者が実施する太陽光発電設備等の導入に対する助成を行うことで、エネルギー価格高騰対策と脱炭素化を支援し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めます。

本制度は、国の令和6年度補正予算物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施するものです。

2 当初予算額

当初予算額 4,000万円

カーボンニュートラル設備投資助成事業全体の執行見込額が全体の予算額に達し次第、交付申請の受付を終了します。

3 助成金額

太陽光発電・蓄電システムを同時に導入する場合

助成額	発電出力に1kWあたり10万円を乗じた額
上限額	500万円

太陽光発電のみを導入する場合

助成額	発電出力に1kWあたり8万円を乗じた額
上限額	400万円

上限額が助成対象経費（県の自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金を併用する場合は当該補助金額を控除した額）を上回る場合は、助成対象経費を上限とします。

併用する場合は双方の要件を満たしているかよくご確認の上、双方に申請してください。

4 助成金の主な要件

対象設備	設備使用者が横浜市内の事業所(中小企業)に次に掲げる設備の条件を満たす設備を設置するもの。 ① 太陽光発電設備 <ul style="list-style-type: none">設置する事業所において発電電力を自家消費するものとし、年間発電量が、当該電力を供給する事業所の年間消費電力量の範囲内であること発電出力が10kW以上であることFIT(固定価格買取制度)又はFIPの認定を取得しないことなど ② 蓄電システム <ul style="list-style-type: none">太陽光発電設備と併せて設置するものであること事業所において、新たに設置する太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を蓄電システムに充電するとともに、充電した電力を当該事業所で消費することが可能であること。 また、停電時においても自動で、蓄電システムに充電した電力の全部又は一部を使用し、地域に提供できること定置用であること
	① 購入 ② リース ③ オンサイトPPA(電力販売)
設備の導入方法	
その他	災害発生時等に発電した電力の一部を地域住民に提供いただくことをお願いします。

太陽光発電導入支援助成金 手続の流れ

【準備 1】脱炭素取組宣言

右の QR コード又は横浜市の WEB ページから「脱炭素取組宣言」を行い、宣言書又は確認書を取得します。



【準備 2】脱炭素・GREEN×EXPO推進局との協議

太陽光発電設備等の導入により創出される環境価値を横浜グリーンエネルギー
パートナーシップ（YGrEP： グリーンエクスボ）事業で利用することについて協議を行います。

（協議方法）WEB ページに掲載している協議確認書（第 2 号様式）に記入の上、脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課と協議を行ってください。

※「横浜グリーンエネルギー・パートナーシップ（YGrEP）事業」は、市民や事業者の皆様が削減した CO₂を取引できるように
クレジット化し、大規模イベント等で排出される CO₂のオフセットに活用する事業です。

《問い合わせ先》
脱炭素ライフスタイル推進課
045-671-2661

① 助成金交付申請 ▶ P.11

必要書類を全て揃えた上で、横浜市電子申請システムから助成金の交付申請を行います。

申請受付期間 令和 7 年 5 月 1 日(木) 10 時～11 月 28 日(金) 17 時

※先着順により受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

市-① 助成金交付決定通知の送付

不備がなければ申請後 1 カ月程度で設備を導入する市内事業所住所あてに発送します。

② 設備の導入 ▶ P.18

交付決定日以降に、工事の着工、設備の納品・設置をし、「③助成金実績報告」までに支払いまで完了してください。

③ 助成金実績報告 ▶ P.19

横浜市電子申請システムから助成金の実績報告申請を行います。

（原則として設備の導入後 2 週間以内）

最終報告期限 令和 8 年 1 月 30 日(金) 17 時まで

ただし、令和 7 年 11 月 1 日～11 月 28 日の間に助成金交付申請をした場合は令和 8 年 2 月 27 日（金）17 時まで

市-② 助成金交付額確定通知の送付

申請後 1 カ月程度で設備を導入する市内事業所住所あてに発送します。

④ 助成金交付請求 ▶ P.20

助成金の交付請求を行います。（方法については市-②発送時にご案内します）

最終提出期限 令和 8 年 2 月 27 日(金) まで

ただし、令和 7 年 11 月 1 日～11 月 28 日の間に助成金交付申請をした場合は令和 8 年 3 月 25 日（水）まで

市-③ 助成金の振込

請求書に不備がなければ 1 カ月程度で指定の口座へ振り込みます。

助成対象者の要件

1 助成対象者の要件

導入方法の区分に応じて、次に掲げる条件を満たしている必要があります。

(本助成金は割賦、ソーラーローン、電力販売のうちオフサイト PPA による導入は助成対象として認めていません)

区分	対象となる条件
購入	<p>助成対象者は、以下の各号の要件を全て満たす設備使用者とする。</p> <p>(1) 中小企業者（※¹）であること (2) 横浜市内に事業所（※²）があること (3) 本市が実施する脱炭素取組宣言制度（脱炭素取組宣言制度実施要綱（令和6年6月施行経中第195号））による取組宣言を行っていること (4) 災害時等に助成対象設備により発電した電力を地域住民に提供すること (5) 横浜市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと (6) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること (7) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと (8) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと (9) 次の申立てがなされていないこと 　ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て 　イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て 　ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て (10) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと (11) 助成事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと） (12) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと (13) 横浜市による指名停止措置を受けていないこと (14) 次の各号のいずれにも該当しないこと 　ア 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者 　イ 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。） 　ウ 暴力団員（暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。） 　エ 法人にはあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの 　オ 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認める者</p>
リース	<p>助成対象者は、以下の各号の要件を全て満たすリース事業者とし、設備使用者（需要家・賃借人）については上記購入区分の各号の要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 法人であること (2) 横浜市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと (3) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること (4) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと (5) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと (6) 次の申立てがなされていないこと 　ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て 　イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て 　ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て (7) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始</p>

	<p>決定がなされていないこと</p> <p>(8) 助成事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況のこと）</p> <p>(9) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと</p> <p>(10) 横浜市による指名停止措置を受けていないこと</p> <p>(11) 次の各号のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者</p> <p>イ 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴力団条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）</p> <p>ウ 暴力団員（暴力団条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）</p> <p>エ 法人にはあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>オ 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認める者</p> <p>(12) リース事業者は助成金相当分を使用者に対するリース料金から減額すること</p>
オンサイト PPA（電力販売）	<p>助成対象者は、以下の各号の要件を全て満たす PPA 事業者とし、設備使用者（需要家）については購入区分の各号の要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 法人であること</p> <p>(2) 横浜市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと</p> <p>(3) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること</p> <p>(4) 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと</p> <p>(5) 過去 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと</p> <p>(6) 次の申立てがなされていないこと</p> <p>ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て</p> <p>イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て</p> <p>ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て</p> <p>(7) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと</p> <p>(8) 助成事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況ないこと）</p> <p>(9) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと</p> <p>(10) 横浜市による指名停止措置を受けていないこと</p> <p>(11) 次の各号のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者</p> <p>イ 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴力団条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）</p> <p>ウ 暴力団員（暴力団条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）</p> <p>エ 法人にはあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>オ 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認める者</p> <p>(12) PPA 事業者は助成金相当分を需要家に対するサービス料金から減額すること</p>

リースまたはオンライン PPA により導入する場合、助成金の支払先は、リース事業者または PPA 事業者となります。この場合、リース事業者または PPA 事業者が申請者となり、設備使用者（中小企業）と共同申請により、助成金の交付を受けることができます。

※¹ 中小企業者

中小企業基本法第2条第1項に規定する「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」(※³) のいずれかを満たす法人又は個人事業主とする。ただし、次に該当する場合を除く。

ア みなし大企業 (※⁴)

イ 政治・経済・文化団体、宗教法人・団体

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）及び第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 飲食サービス業、小売業	5,000万円以下	50人以下

会社法以外の法人（一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人、企業組合、協業組合、商工組合、事業協同組合、事業協同小組合 等）は対象外となります。

サービス業に該当する業種

「情報通信業」のうち「放送業」「情報サービス業」「映像・音声・文字情報制作業（一部）」「駐車場業」「物品販貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」等

その他業種に該当する業種

「不動産業（駐車場業を除く）」「情報通信業（上記サービス業に該当するものを除く）」「旅行業」「農業」「金融業、保険業」等

詳細については、中小企業庁HP及び総務省「日本標準産業分類」をご確認ください。

中小企業庁：中小企業・小規模事業者の定義

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※² 事業所

事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設、及びこれらに付随した関連施設を指します。

所有する施設の一部を他者に賃貸している場合は、自己が事業所として専有使用している部分のみを事業所とみなします。

※³ 常時使用する従業員

業務に従事する者をいう。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・会社役員
- ・個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で3親等内の親族をいう。）
- ・日々雇い入れられている者
- ・2か月以内の期間を定めて使用されている者
- ・試用期間中の者
- ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用されている者

※⁴ みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者を指します。

ア 一つの大企業（中小企業者以外の者（地方公共団体を含む））に発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されている中小企業者

イ 複数の大企業に発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されている中小企業者

ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

助成対象となる事業

1 助成対象となる設備の条件

助成対象設備	対象となる条件
太陽光発電設備	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 設置する事業所において発電した電力を自家消費するものとし、<u>年間発電量が、当該電力を供給する事業所の年間消費電力量の範囲内</u>であること。</p> <p>(2) 発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、発電出力に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）が10kW以上であること。</p> <p>(3) 助成事業で設置する設備から得られた電力を、事業の用に供する部分で使用すること。</p> <p>(4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed-in Premium）制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(5) 助成事業によって得られる環境価値のうち、設備使用者（需要家）に供給を行った電力量に紐づく環境価値を設備使用者（需要家）又は市長が認める事業若しくは団体に帰属させること。</p> <p>(6) 停電時においても当該事業所で電力の全部または一部を使用することができること。</p>
蓄電システム	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 本助成金の助成対象となる太陽光発電設備と併せて設置するものであること。</p> <p>(2) 事業所において、新たに設置する太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を、蓄電システムに充電するとともに充電した電力を当該事業所で消費することが可能であること。また、停電時においても自動で、蓄電システムに充電した電力の全部又は一部を使用することができること。</p> <p>(3) 定置用であること。</p>
導入設備及び設置工事について、次の各号に掲げるもののいずれかを含む場合は、 <u>助成対象となりません。</u>	
<p>(1) 設備使用者（需要家）が電気料金を負担しない社宅や社員寮等</p> <p>(2) 中古品（蓄電システムにあっては、電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであって、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものは除く）</p> <p>(3) 助成対象経費の全部又は一部について、「<u>神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金</u>」を除く、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度の交付決定又は補助金等の支払いを既に受けたもの</p> <p>(4) 複数の事業者で共同所有するもの</p> <p>(5) 予備的又は将来に備えるもの</p> <p>(6) 他者に賃貸する物件への設置又は販売、貸付等による利益を目的としているもの（リース、オンサイトPPAによる設備導入を除く）</p> <p>(7) 支払先が、事業を営んでいない個人であるもの</p>	

2 市内事業者への優先発注のお願い

横浜市では物品や工事の発注にあたっては、横浜経済の活性化及び市内企業の育成を基本方針として、市内企業（横浜市内に主たる営業所がある方）への発注を優先するように努めています。本事業の発注についても、この趣旨をご理解いただき、可能な限り市内事業者をご利用くださいますようお願いいたします。

3 助成対象となる経費

太陽光発電設備及び蓄電システムを導入し稼働するにあたり必要となる設備及び工事費のみが対象となります。

対象経費の例

設備費用：太陽光モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池、接続ユニット、架台、発電量データ収集計測装置 等

工事費用：調査費、設計費、配線等材料費、消耗品・雑材料費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費、設置作業費、直接工事費、発生材処分費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費 等

次の経費は助成の対象外となる例です。

- (1) 公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）
- (2) 各種保証・保険料（延長保証など）、収入印紙、振込手数料等
- (3) 既存設備等の搬出・撤去・廃棄に係る経費
- (4) 既存施設や設備の修繕費、補修費（施設の補強費、土地の造成費用など）
耐震補強工事や屋上の防水工事など施設側にかかる工事費用は対象外となります
- (5) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (6) 購入の際にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用
- (7) その他市長が助成対象経費として不適当と認めるもの

4 利益等排除について

助成事業において、助成対象経費の中に助成事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、助成対象経費の実績額の中に助成対象者自身の利益が含まれることは助成金交付の目的上ふさわしくありません。このため、助成対象者自身等（100%同一の資本に属するグループ企業、財務諸表等規則第8条で定義されている関係会社を含む）から調達等（工事等を含む）を行う場合は原価（当該調達品の製造原価等※）をもつて助成対象経費に計上してください。

※補助対象者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもつて原価として認める場合があります。

手続① 助成金交付申請

1 申請に必要な書類

- 脱炭素取組宣言を行っていることが分かるもの
- 横浜グリーンエネルギーパートナーシップ（YGrEP）事業の協議確認書（第2号様式）
- 太陽光発電導入支援助成金交付申請書
※電子申請システムを使用する場合はWEBフォームに直接入力するため作成不要です。
- 助成事業に係る契約書及び経費の内訳がわかる書類の写し
※契約締結前の場合は、発行から3か月以内の見積書等経費のわかる書類の写し。
※リース、PPAにより実施する場合は、リース等事業者と施工業者との間での契約書の写し等と、リース等事業者とリース等使用者の間で取り交わしたリース等の契約書の写し等を提出してください。（P.12 参照）
- 助成対象設備の仕様書
※太陽光発電設備は太陽光パネル、パワーコンディショナーのメーカー名、型式番号、能力等の仕様が確認できる書類を提出してください。
※蓄電システムはメーカー名、型式番号、容量等の仕様のほか、停電時の自立運転自動切替機能を有していることが確認できる書類を提出してください。
- 助成対象設備の設置図（機器配置図、システム系統図、単線結線図）
※太陽光発電設備、蓄電システムに係る助成対象部分と助成対象外の部分（既存の電気系統等）が判別できるようにマーキング等を行ってください。
 - 【機器配置図】
設置場所（屋根や空き地等）に太陽光パネル等を配置した図面
 - 【システム系統図】
助成対象設備と既存設備（分電盤や受変電設備）の配線を示した図面
 - 【単線結線図】
発電した電力を消費する事業所の単線結線図
高圧や特別高圧で電力を受変電設備で受電する場合に、電気回路系統を単線で示した図面
低圧の場合は、契約電流又は電力が分かる屋内配線図
- 役員等氏名一覧表（第3号様式）
※リース、PPAにより実施する場合は、リース等事業者と設備使用者双方の提出が必要です。
- 《法人の場合のみ》「法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書または履歴事項現在証明書）」
※発行から3か月以内のもの。
※リース、PPAにより実施する場合は、リース等事業者と設備使用者双方の提出が必要です。
- 《設備使用者が個人事業主の場合のみ》
営業許可証、開業届、青色申告書等の資格証明書のいずれか
※事業所住所に市内住所が記載されている必要があります。
※青色申告書の場合は所得税確定申告書及び青色申告決算書の両方を提出してください（電子申請の場合は受理されていることが確認できる受信通知等も必要）。
※マイナンバーが記載されている場合は必ず黒塗りにしてください。
- 横浜市市民税及び固定資産税の納税証明書又は滞納の無い証明書の写し
※法人の場合は事業年度前期1年分の「法人市民税納税証明書」（リース、PPAにより実施する場合は、設備使用者のみ提出）
※個人事業主の場合は令和6年度の「個人市民税納税証明書」
※設備を設置する事業所に係る令和6年度の「固定資産税納税証明書」を提出してください。
※設備の使用者と助成対象設備を設置する施設等の所有者が異なる場合は固定資産税の納税証明書は不要ですが、P.12に記載の書類が必要です。
※事業所の新設であって、申請時点で市外にのみ事業所を有する場合は本店又は主たる事業所が所在する市町村が発行する住民税納税証明書を提出してください。
- 年間の想定発電量及び想定電力消費量の根拠資料
※施工事業者が作成した発電シミュレーションや電力会社からの電気料金票1年間分を提出してください。想定電力消費量が過去の電力料金の合計額と異なる場合は、その理由について記載した計算書も合わせて提出してください。

リース、PPA により導入する場合のみ必要な書類

- **《リースの場合》リース契約書**

※リース事業者とリース使用者の間で取り交わしたリース契約書の写し（契約締結前の場合は、発行から 3か月以内の見積書等費用のわかる書類の写し）

- **《PPA の場合》電力購入契約書**

※PPA 事業者と需要家の間で取り交わした電力購入契約書の写し（契約締結前の場合は、発行から 3か月以内の見積書等費用のわかる書類の写し）

- **共同申請同意書（第4号様式）**

助成対象設備を設置する施設の所有者が設備使用者と異なる場合のみ必要な書類

- **設置施設に関する同意書（第5号様式）**

- **設置施設に関する土地・建物の登記事項証明書**

※施設を新築する場合は、建築確認済証を提出してください。

電子申請の場合は、書類の項目（●）ごとに 1 つのデータにまとめて【PDF 形式】にしていただくようお願いします。

このほか必要に応じて、追加で資料の提出をお願いする場合があります。

2 交付申請書の記載例

紙申請する場合の様式です（電子申請の場合はWEBフォームに直接入力するため作成不要です。）

システムをご利用になれない方は、当様ください。（システムを利用する場合に直接入力いただきます）

申請受付番号（事務局用）

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金 交付申請書

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金の交付を受けたいので、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、書類を添えて次のとおり提出します。また、4の誓約事項について誓約します。

交付申請日（書類発送日） 7年5月1日

1 申請者等の情報

（1）申請者の情報

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> オンサイトPPA		
事業形態	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号 (法人のみ)	
業種	<input checked="" type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> その他の業種（ ）		
法人名または屋号	株式会社横浜市役所	代表者役職	代表取締役
代表者氏名	横浜 太郎	常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	30人
担当者名	横浜 花子	担当者電話番号	045-671-3489
担当者メールアドレス	ke-ycl@city.yokohama.jp		
住所 (法人：登記簿本店所在地 個人事業主：住民票上の住所)	(〒231-0005) 神奈川県横浜市中区本町6-50-1		

（2）共同申請者の情報（リース、オンラインPPAを利用し共同申請を行う場合）

事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号 (法人のみ)	
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> その他の業種（ ）		
法人名または屋号		代表者役職	
代表者氏名		常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	
担当者名		担当者電話番号	
担当者メールアドレス			
住所 (法人：登記簿本店所在地 個人事業主：住民票上の住所)	(〒 - - -)		

2 導入設備

設備を導入する事業所の住所

(〒231-0005) 横浜市中区本町6-50-1

地番ではなく、住居表示を記載してください。

太陽光発電設備

1	発電出力 (パネル出力とパソコン出力のいずれか低い方、小数点以下切捨て)	25	kW
2	年間想定発電量 (根拠となる発電シミュレーション等を提出ください)	260,000	kWh
3	年間想定電力消費量 (根拠となる電力使用量の検針票等を提出ください)	500,000	kWh
2の年間想定発電量及び3の年間想定電力消費量は「2の発電量≤3の消費量」となる		別に提出する根拠資料（電力使用量の検針票、料金票等）と同様の数字としてください。過去の電力使用量よりも増加が見込まれる場合はその理由を付記した計算書を提出してください。	
1	台数	1	台
2	蓄電容量の合計	20	kWh

3 助成対象経費の内訳

消費税及び助成対象外経費は除いてください。

既存設備の処分・撤去に係る費用や修繕費用等は対象外経費となります。

助成対象者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は助成対象者

の関係会社から調達（工事等を含む）がある場合、その利益等は排除してください。

費目名	金額
太陽光発電設備	7,000,000 円
蓄電システム	2,000,000 円
助成対象経費の合計 (ア)	9,000,000 円
太陽光発電と蓄電システムの同時導入の場合は発電出力に10万円を、 太陽光発電のみの導入の場合は発電出力に8万円を乗じた額 (イ)	2,500,000 円
神奈川県補助金申請額 (ウ)	1,650,000 円
(ア) - (ウ) 神奈川県の補助金を併用する予定がある場合は記入して ください。	7,350,000 円
交付申請額 (イ) 又は (工) のいずれか低い額（1万円未満切捨て） 太陽光発電と蓄電システムの同時導入の場合は500万円を、太陽光発電 のみの導入の場合は400万円を上限とする。	2,500,000 円

該当する場合はチェックしてください。

該当する場合は、実績報告時に利益等の排除に関する書類を提出してください。

助成対象者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は助成対象者の関
係会社から調達（工事等を含む）がある



該当する場合はチェックを入れてください。

4 誓約事項

私（申請者）は、太陽光発電導入支援助成金の申請にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下、これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません（「神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金」を除く）。助成対象経費の合計額から助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者（リース又はオンラインPPAを利用する場合は設備使用者）は、災害時等に助成対象設備により発電した電力を地域住民に提供します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていません。
申請者は、過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していません。
申請者は、次の申立てがなされていません。 <ul style="list-style-type: none">・破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
申請者は、債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされています。
申請者は、助成事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有しています。
申請者は、地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していません。また、横浜市による指名停止措置を受けていません。
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はありません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、実地及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することに同意します。

【誓約した者】

法人 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名 <u>株式会社 横浜市役所</u> ・代表者役職 <u>代表取締役</u> ・代表者氏名 <u>横浜 太郎</u>
個人事業主 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者氏名 _____

3 助成金交付申請方法

書類に不備・不足がある場合は受付できません。必ず全ての書類を揃えてから提出してください。

交付申請は1年度につき1事業所あたり1回までです。代理申請は出来ませんので、助成対象者が申請してください。

電子申請の場合

- ① 横浜市の太陽光発電導入支援助成金 HP の「助成金交付申請はこちらをクリック」ボタンから横浜市電子申請システムに進んでください。

横浜市トップページからは次のとおり画面遷移してください。

- >ビジネス
- >中小企業支援
- >経営支援
- >設備投資への支援
- >太陽光発電導入支援助成金



交付申請フォーム
QRコード

電子申請システムの利用者登録について（横浜市電子申請システムを初めて利用する場合のみ）

助成金の交付申請にあたっては「電子申請・届出システム」に事業者としてログインいただく必要があります。

システムをこれまで利用したことのない場合は、事前に利用者の「新規登録（事業者としての登録）」を済ませてください。なお G ビズ ID を利用することもできます。

必ず申請する法人・事業者の名義で登録をお願いします。

- ② 申請フォームでは、必要項目の入力とともに、必要書類をアップロードしていただきます。対象となる書類のデジタルデータを予めご用意ください。データの形式は、PDF 形式とし、文字がはっきりと認識できるようにしてください。

紙申請を希望する場合

電子申請システムでの申請が難しい場合は、市担当までご相談ください。

4 申請期限

申請受付期限 令和7年 11月28日(金) 17時

予算に達し次第、交付申請の受付を終了します。

5 申請から交付決定までの流れ

ご申請いただいた内容について横浜市で審査を行い、適当と認める場合は設備導入する市内事業所所在地にてに「交付決定通知書」を送付します。（不適当と認める場合は「不交付決定通知書」を送付します。）

適正な申請が行われてから1か月を目安にお送りします。

書類の不備・不足があった場合は、原則として登録いただきましたメールアドレス宛へ通知しますので、指示に従い適切なご対応をお願いします。

手続② 設備の導入

1 設備の導入

手続③実績報告書申請までに納品・工事をすべて完了させ、代金全額の支払いを完了させてください。

設備によっては納期まで日程を要することから、助成金交付決定前の契約・発注を認めています。ただし審査の上、不交付となる可能性がございますのでご留意ください。

また、設備の設置や工事の着工については必ず交付決定日以降に行ってください。

2 支払い方法

発注業者への代金の支払い方法は、次の①から③のいずれかの方法で行い、支払完了日が実績報告日以前であることに限ります。

支払方法	支払完了日	必要書類（次の写しを提出）
①現金	領収書発行日	領収書
②銀行振込	領収書発行日又は口座引き落とし日	領収書、請求書及び支払いが確認できる通帳や当座勘定照合表等のいずれか
③手形・小切手 (裏書譲渡を除く)	口座引き落とし日 (手形・小切手の交付日ではありません。)	・領収書又は請求書 ・手形又は小切手の控え等 ・支払いの確認できる通帳や当座勘定照合表等 の全て

※外貨払い、クレジットカードでの支払い、他の取引との相殺払い、回し手形（裏書譲渡による支払）は対象外です。

手続③ 助成金実績報告

1 実績報告に必要な書類

法人・個人事業主 共通

● 太陽光発電導入支援助成金実績報告書

※電子申請システムを使用する場合はWEBフォームに直接入力するため作成不要です。

● (交付申請時に提出していない場合)契約書及び経費の内訳がわかる書類の写し

※リース、PPAにより実施する場合で交付申請時に提出していない場合はリース契約書、電力購入契約書も提出してください。

● 助成対象設備の工事完了及び支出を証する書類の写し

【工事完了を証する書類】

工事完了証明書又は納品書及び請求書等

【支出を証する書類】

領収書、銀行振込の場合は通帳や当座勘定照合表等支払いが確認できる箇所

● 助成対象設備の設置後の完成写真又はこれに代わるもの

【太陽光発電設備】

設置した太陽光パネル、パワーコンディショナー、その他主要な付属設備の設置写真

【蓄電システム】

設置した蓄電池の全景写真、型式番号や台数が確認できる写真

● 実際の助成対象設備の設置図（機器設置図、システム系統図、単線結線図）

※交付申請時から変更がない場合も再度提出してください。

● 助成対象設備の型式番号が明記された保証書の写しまたは出荷証明書の写し等

※太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電システム等の型式番号及び設置枚（台）数が確認できる書類
(保証書、出荷証明書、出力対比表、検査成績書のいずれか)

● (設備の仕様変更があった場合) 助成対象設備の仕様書

● 交付申請後に横浜市から郵送された交付決定通知書（第6号様式）の写し

● (県補助金と併用する場合) 神奈川県から郵送された交付決定通知書の写し

● (利益等排除に該当する場合) 利益等排除に関する書類

2 実績報告方法

「太陽光発電導入支援助成金実績報告入力フォーム」より必要項目を入力します。

横浜市トップページからは次のとおり画面遷移してください。

- > ビジネス
- > 中小企業支援
- > 経営支援
- > 設備投資への支援
- > 太陽光発電導入支援助成金



実績報告フォーム
QRコード

3 実績報告期限

最終報告期限 **令和8年1月30日(金)まで**

(ただし、令和7年11月1日～11月28日の間に助成金交付申請をした場合は、令和8年2月27日（金）まで)

期限直前には申請が集中しますので、設備の導入・支払い完了後2週間以内に申請してください。

4 実績報告から交付額確定までの流れ

ご提出いただいた内容について横浜市で審査を行い、設備を導入する市内事業所所在地あてに「交付額確定通知書」を送付します。適正な申請が行われてから1ヶ月を目安にお送りします。

書類の不備・不足があった場合は、原則として登録いただきましたメールアドレス宛へ通知しますので、指示に従い適切なご対応をお願いします。

※書類の不備や混雑状況によっては、審査期間が延びる場合もあります。

手続④ 助成金交付請求

1 交付請求書の提出

交付額確定通知書受領後から、原則**1週間以内**にご提出をお願いします。

提出に必要な書類と提出方法につきましては、交付額確定通知書を送付する際に同封するご案内にてご確認ください。

最終提出期限 **令和8年2月27日(金)まで**

(ただし、令和7年11月1日～11月28日の間に助成金交付申請をした場合は、令和8年3月25日（水）まで)

※提出期限を超えた場合は、助成金をお支払いすることができない場合があります。

2 助成金の振込

適正な「交付請求書」を横浜市が受領後、1か月程度でご指定の口座に助成金が振り込まれます。

財産処分の制限等について

1 関係書類の保存について

当助成事業に関して、横浜市から受領した書類（交付決定通知や交付額確定通知）や助成対象経費に係る投資を証明する書類、帳簿、領収書等を整備し、交付決定を受けた日の属する年度末から10年間保存しなければなりません。

2 財産処分の制限について

助成金の交付を受けて取得した設備等を取得した時より当該耐用年数（10年を超えるときは10年）を経過する前に処分（交付の目的に反した使用、移設、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、取り壊し、又は廃棄を含む）してはいけません。

当該年数内にやむを得ず処分する場合は、事前に財産処分申出書の提出をし、市の承認を受ける必要があります。また、財産処分に際して市から助成金の全部または一部に相当する金額の納付の請求を受けた場合は、相当金額を市に納付しなければなりません。

処分する場合は、担当までご連絡ください。

省エネ・節電ポータルサイト

「セルフ診断ツール」のご案内

(一財)省エネルギーセンターでは、CO₂排出量が計算できる「セルフ診断ツール」を提供しています。質問項目にお答えいただくと、エネルギー使用量の同業他社との比較や、省エネポテンシャル、具体的な省エネ対策項目がわかります。

エネルギーの「見える化」とその分析は、脱炭素化の第一歩となります。
ぜひこの機会に、お試しください☺



右のURL（外部サイト）から「セルフ診断」へ ⇒ <https://www.shindan-net.jp/selfcheck>

注意事項

1 注意事項

(1) 交付申請の変更・中止・廃止について

ア 交付申請事業の中止・廃止について

助成金交付決定通知書の交付を受けた後に、助成対象事業を取りやめる場合には、届出の提出が必要になります。速やかに下記問合せ先までご連絡ください。

イ 交付申請内容の変更について

名称・所在地・代表者等の変更や、設備投資計画に変更が生じた場合は下記問合せ先までご連絡ください。

<問合せ先>

横浜市経済局ものづくり支援課

電話：045-671-3489 Email:ke-yci@city.yokohama.lg.jp

(2) 助成金の交付決定の取消しと返還について

次の場合には、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

ア 助成金を他の用途で使用したとき。

イ 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき。

ウ 助成対象事業完了の日までに助成対象者の要件を満たさなくなったにもかかわらず、市長への届け出を怠ったとき。

エ 助成対象事業の要件を満たさなくなった場合及び事業内容等を変更又は中止するにもかかわらず、市長への届け出を怠ったとき。

オ 実績報告書類を適正に提出しなかった等、本助成金を交付することが適当ないと認められる事由が発生したとき。

カ 申請者(法人にあっては代表者及び役員)が暴力団、暴力団員に該当するとき。

キ 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。

ク その他法令、条例、規則又はカーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

助成対象となる経費の全部もしくは一部について、本市の他の助成制度又は他の公的助成制度の交付決定又は他の助成制度の助成金等（神奈川県の自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金を除く）の支払いを既に受けている場合は交付決定を取り消します。

(3) 申請手続き及び連絡について

必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。提出資料の修正等、本市からの連絡は、原則メールにて取させていただきます。メールアドレス、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

(4) 事業者の公表について

助成金の交付を受けた事業者の概要及び交付年度、活動内容の概要、助成金額等を公表する場合があります。

(5) 収集する情報の取扱いについて

経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼、脱炭素の取組啓発等のため、申請者の情報を本市の他部署に提供する場合があります。

お問合せ先

1 お問合せ先

横浜市経済局ものづくり支援課
カーボンニュートラル設備投資助成担当

TEL 045-671-3489

Email ke-yci@city.yokohama.lg.jp

受付時間 9:00～17:00

(12:00～13:00 及び土・日・祝日、12月28日～1月3日を除く)

2 ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/solar.html>

横浜市 中小企業 太陽光助成 



太陽光発電導入支援助成金
WEB ページ



カーボンニュートラル設備
投資助成事業
WEB ページ